

📖 国家外貨管理局上海市分局による「上海管轄内機構
の人民元建て外債に係わる外貨管理問題に関する通
知」の公布について

2011年2月22日
第24号

企画部 調査課

2011年1月14日付で、国家外貨管理局上海市分局による「上海管轄内機構の人民元建て外債に係わる外貨管理問題に関する通知」（上海匯発 [2011] 4号 以下、「通知」と略称）が公布された。「通知」は上海市を対象に、人民元建てによる域外¹からの親子ローンや金融機関からの借入等外債に関する管理について規定している。

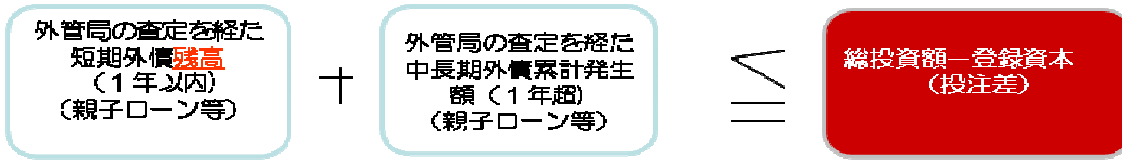
クロスボーダー人民元決済試行に係わる対象業務は当初は経常項目に限定されていたが、クロスボーダー人民元決済試行の進展に伴い、徐々に資本項目にまで拡大される傾向にある。2011年1月6日付で中国人民銀行が公布した「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行公告[2010]第1号）では、人民元建て対外直接投資が認められ、資本項目解禁へ重要なステップを踏み出した。今般の国家外貨管理局上海市分局の「通知」では、上海地域における人民元建て外債について、外貨建て外債の関連規定を適用することを明確にしており、域内企業の資金調達手段の多様化に繋がるものとして注目される。

外貨建て外債に係わる現行の基本法規は、国家発展改革委員会（元国家発展計画委員会）、財政部、外貨管理局による2003年1月8日付「外債管理暫定弁法」（国家発展計画委員会28号 以下は「外債弁法」と略称）となっている。「外債弁法」では、域内金融機関、域内の内資企業、域内外商投資企業に対してそれぞれ異なる外債管理方式を採用している。このうち、外商投資企業の外債に対しては、量的なコントロール（即ち、「投注差」²管理）を行っている。（「投注差」管理の詳細内容は下表³をご参照ください。）

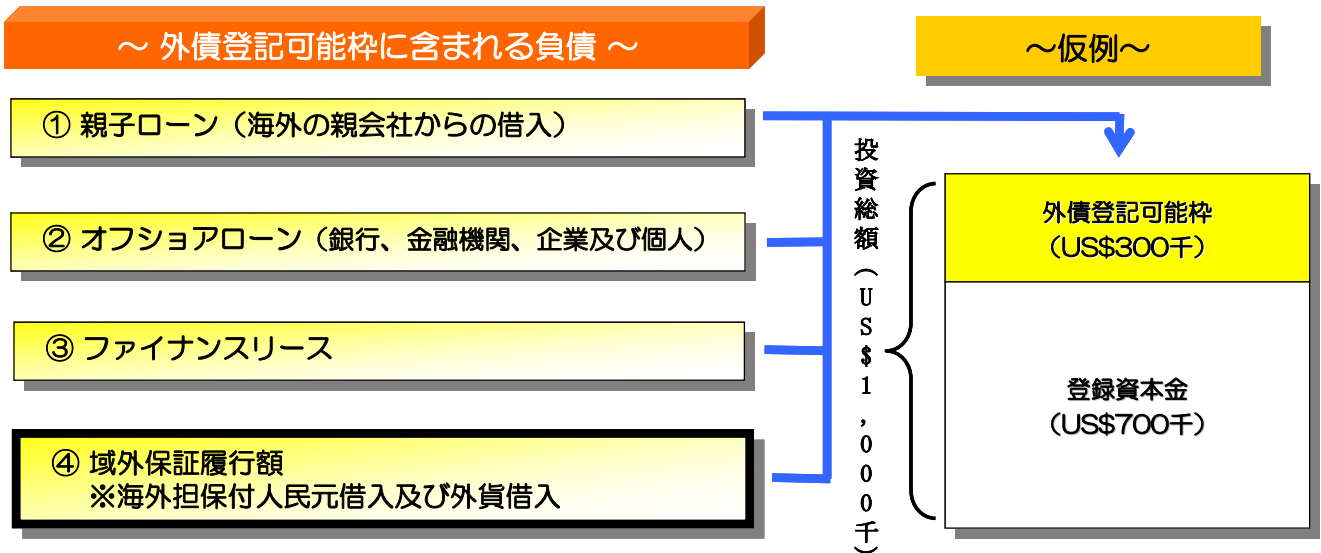
¹ ここでいう域外は香港、マカオ、台湾等地域を含む。以下は同様

² 「投注差」＝「総投資額」－「登録資本」

³ 「外債管理暫定弁法」第十八条に、「外商投資企業が借入れる中長期外債累計発生額および短期外債残高の合計は、審査認可部門が認可したプロジェクトの総投資および登録資本間の差額内に抑えなければならない。差額の範囲内であれば、外商投資企業が自社で外債を借入れることができる。差額を超える場合、元の審査認可部門のプロジェクト総投資再査定を経なければならない。」と規定している。



外商投資企業の外債は外債登記が義務付けられ⁴、外債登記は「投注差」の範囲内に収めることとされている。また、外債登記管理の基本法規であり、外債登記の詳細について規定する1987年公布の「外債統計監測暫定規定」と1997年公布の「外債統計監測実施細則」によれば、外債登記は逐次（案件ごとに）登記と定期登記に分けられており、外商投資企業の外債の場合は、逐次登記が要求されている。（外債登記の範囲は下表をご参照ください。）



現行の外債管理は外貨建て対外債務のみを対象としているが、「通知」では、人民元建て外債も当該外債規定に基づき取扱うことを明確にした。「通知」の主要内容は以下の通りである。

◆ 人民元建て外債とは

域内機構の人民元建て外債業務（外債の契約、引出し及び元利返済の中の少なくとも一部分で直接人民元を利用すること）を指す。

◆ 外債関連手続

域内機構が人民元建て外債を借り入れる際には、現行の外債管理規定に基づき、外債登記、元利返済手続、統計申告等の手続を行わなければならない。

⁴ 「外債管理暫定弁法」の第二十二条に、外債登記管理について次のように規定している。「域内機構は対外的に借入契約或いは担保契約を締結した後、関係する規定に基づき外債管理部門で登記手続を行わなければならない。国際商業借入契約或いは担保契約は、登記された後にはじめて発効する。」

◆ 投注差管理

外商投資企業の人民元建て外債は「投注差」管理に組み入れられ、「通知」では、「外商投資企業の中長期人民元・外貨外債の発生額と短期人民元・外貨外債残高は、その投資総額と登録資本の差額を超過してはならない」と規定している。

◆ 口座管理

外貨建て外債借入と異なり、域内機構が人民元建て外債を借り入れ且つ人民元で引出す場合、所在地外貨管理局への外債専用口座開設の申請手続きは必要ない。但し、人民元建て外債資金は域内外の非居住者口座から払い込まれ、且つ現行の外債管理規定の用途に基づき使用される必要があると要求している。

本通知で、人民元建て外債が認められたことは、人民元国際化に向けた資本項目の規制緩和・解禁のステップとして重要な意義があると思われる。これにより、域外に流出した人民元は、経常項目のほか、資本項目の国内への回流ルートも拡大されるようになった。但し、外貨建て外債と人民元建て外債の合計は「投注差」範囲に抑えなければならない等制限があり、人民元建て外債を別枠で管理することではなく、中国国内において当面金融引き締め政策が続く中、外債管理緩和の可能性は小さいことが示されている。当該「通知」は、国家外貨管理局上海市分局により公布された地方レベルの法規で、その適用が上海地域に限られているが、今後全国その他のパイロット地域まで拡大される可能性がある。

なお、本「通知」は、域内企業の人民元建て外債に係わる具体的な手続、利率適用等詳細事項については関連主管部門に個別に確認する必要があると思われる。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
关于上海辖内机构借用人民币外债所涉外汇管理有关问题的通知 国家外汇管理局上海市分局文件 上海汇发[2011]4号 上海各外汇指定银行	上海管轄内機構の人民元建て外債に係わる外貨管理問題に関する通知 国家外貨管理局上海市分局文件 上海匯發 [2011] 4号 上海各外貨指定銀行

<p>为规范人民币外债业务操作，根据国家外汇局有关文件精神，现将上海辖内机构借用人民币外债所涉外汇管理问题通知如下：</p> <p>一、境内机构的人民币外债业务（指外债的签约、提款与还本付息中至少有一环节直接使用人民币，下同），应按现行外债管理规定办理。</p> <p>（一）境内机构借用人民币外债，应按现行外债管理规定办理外债登记、还本付息手续和统计申报等手续；</p> <p>（二）外商投资企业中长期人民币、外币外债发生额与短期人民币、外币外债余额不得超过其投资总额与注册资本之间的差额；</p> <p>（三）中资企业与金融机构在借用人民币外债时，应按现行外债管理规定事先向外债管理部门申请外债指标；</p> <p>（四）外资房地产企业借用人民币外债应严格遵守现行限制性规定。</p> <p>二、境内机构借用人民币外债且以人民币形式提款的，无需就该笔外债资金所在地外汇局申请开立外债专用帐户，但人民币外债资金应由境内、外非居民帐户划入，并按现行外债管理规定的用途进行使用。</p> <p>执行中如遇问题，请与我分局资本项目管理处联系。</p> <p>联系人：胥良 丁倩兰 联系电话：58845350 58845331</p> <p>特此通知。</p> <p>二〇一一年一月十四日</p>	<p>人民元建て外債業務オペレーションを規範化するため、国家外貨管理局の関連文件の精神に基づき、ここに上海管轄内機構の人民元建て外債に係わる外貨管理問題について、以下の通り通知する。</p> <p>一、域内機構の人民元建て外債業務（外債の契約、引出し及び元利返済の中の少なくとも一部分で直接人民元を利用することを指す、以下同様）は、現行の外債管理規定に基づき処理しなければならない</p> <p>（一）域内機構が人民元建て外債を借り入れる際には、現行の外債管理規定に基づき、外債登記、元利返済手続、統計申告等の手続を行わなければならない。</p> <p>（二）外商投資企業の中長期人民元・外貨外債の発生額と短期人民元・外貨外債残高は、その投資総額と登録資本の差額を超過してはならない。</p> <p>（三）中資企業と金融機構が人民元建て外債を借り入れる際には、現行の外債管理規定に基づき、事前に外債管理部門に外債指標を申請しなければならない。</p> <p>（四）外資不動産企業が人民元建て外債を借り入れる際には、現行の制限的規定を厳格に遵守しなければならない。</p> <p>二、域内機構が人民元建て外債を借り入れ且つ人民元で引出す場合には、当該外債資金について、所在地外管局への外債専用口座開設の申請手続は必要ない。但し、人民元建て外債資金は境内外の非居住者口座から払い込まれ、且つ現行の外債管理規定の用途により使用されなければならない。</p> <p>執行中に問題がある場合には、当分局資本项目管理処に連絡のこと。</p> <p>連絡人：胥良 丁倩蘭 連絡電話：58845350 58845331</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>二〇一一年一月十四日</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250